

令和6年第3回定例市議会議案

岸和田市

## 令和6年第3回定例市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第12号	専決処分の報告について	P. 5
報告第13号	令和5年度岸和田市継続費精算報告書の報告について	P. 21
報告第14号	令和5年度岸和田市下水道事業会計継続費精算報告書の報告について	P. 25
報告第15号	令和5年度岸和田市健全化判断比率の報告について	P. 29
報告第16号	令和5年度岸和田市資金不足比率の報告について	P. 31
認定第1号	令和5年度岸和田市決算認定を求めるについて (一般会計及び各特別会計)	別冊
認定第2号	令和5年度岸和田市上水道事業会計決算認定を求めるについて	〃
認定第3号	令和5年度岸和田市下水道事業会計決算認定を求めるについて	〃
認定第4号	令和5年度岸和田市病院事業会計決算認定を求めるについて	〃
議案第61号	岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて	別途送付
議案第62号	岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて	〃
議案第63号	岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて	〃
議案第64号	岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて	〃
議案第65号	岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて	〃
議案第66号	岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて	〃

議案番号	件名	備考・頁
議案第67号	岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて	別途送付
議案第68号	岸和田市山直東地区地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の制限に関する条例の制定について	P. 33
議案第69号	岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 45
議案第70号	岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P. 49
議案第71号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について	P. 53
議案第72号	岸和田市手数料条例の一部改正について	P. 57
議案第73号	岸和田市国民健康保険条例の一部改正について	P. 61
議案第74号	岸和田市立文化会館条例の一部改正について	P. 65
議案第75号	岸和田市建築基準法施行条例の一部改正について	P. 69
議案第76号	岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	P. 73
議案第77号	令和6年度岸和田市一般会計補正予算（第3号）	P. 77
議案第78号	令和6年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第1号）	P. 83
議案第79号	令和6年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	P. 87
議案第80号	令和5年度岸和田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	P. 91
議案第81号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	P. 93
議案第82号	工事請負契約の締結について （岸和田市立八木北小学校長寿命化改修工事（建築））	P. 97

議案番号	件名	備考・頁
議案第83号	工事請負契約の締結について (岸和田市立八木北小学校長寿命化改修工事(電気))	P. 99
議案第84号	財産取得について (都市計画道路田治米畑町線事業用地)	P. 101
議案第85号	財産処分について	P. 103

## 報告第12号

### 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 専決処分第16号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和6年6月24日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

### 記

損害賠償の発生原因	金 額
倒竹における自動車損傷事故	629,200円 (車両修繕費等)



## 専決処分第17号

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び  
特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年7月22日処分

岸和田市長 永 野 耕 平



岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表2の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



専決処分第18号

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る  
手数料に関する条例の一部改正について

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する  
条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年7月22日処分

岸和田市長 永 野 耕 平



岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例  
の一部を改正する条例

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例（平成28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条の表備考第4項中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。



## 専決処分第19号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和6年8月5日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

### 記

損害賠償の発生原因	金 額
個人情報に記載された証明書の誤発行に伴う損害	1,280,000円 (解決金)



## 専決処分第20号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和6年8月5日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

### 記

損害賠償の発生原因	金 額
公用車運転中における自動車接触事故	228,686円 (車両修繕費等)



## 報告第13号

### 令和5年度岸和田市継続費精算報告書の 報告について

令和5年度で継続年度が終了した事業について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和5年度岸和田市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支出済額		
				年割額	左 の 財 源 内 訳				一般財源	国庫支出金	
					特 定 財 源						
					国庫支出金	府支出金	地方債	その他			
08	07	市街地形成事業	4	円 145,641,000	円	円	円	円	円 145,641,000	円 22,780,539	円
			5	100,562,000					100,562,000	164,291,306	
		計		246,203,000	0	0	0	0	246,203,000	187,071,845	0

# 継続費精算報告書

(一般会計)

実 績				比 較					
左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 との差	左 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源				一般財源
府支出金	地方債	その他			国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			22,780,539	122,860,461	0	0	0	0	122,860,461
			164,291,306	△ 63,729,306	0	0	0	0	△ 63,729,306
0	0	0	187,071,845	59,131,155	0	0	0	0	59,131,155



## 報告第14号

### 令和5年度岸和田市下水道事業会計 継続費精算報告書の報告について

令和5年度で継続年度が終了した事業について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和5年度岸和田市下水道事業会計

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画					実	
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 払 義 務 発 生 額	補 助 金
					補 助 金	企 業 債	出 資 金	損 益 勘 定 留 保 資 金		
1	1	磯2号雨水ポンプ更新事業	4	円 100,000,000	円 50,000,000	円 45,000,000	円 5,000,000	円 91,980,000	円 44,258,500	
			5	円 150,000,000	円 75,000,000	円 67,500,000	円 7,500,000	円 144,392,400	円 72,196,000	
			計	円 250,000,000	円 125,000,000	円 112,500,000	円 12,500,000	円 236,372,400	円 116,454,500	

## 継続費精算報告書

績			比 較				
左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
企 業 債	出 資 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金		補 助 金	企 業 債	出 資 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金
円	円	円	円	円	円	円	円
43,000,000	4,721,500		8,020,000	5,741,500	2,000,000	278,500	0
64,900,000	7,296,400		5,607,600	2,804,000	2,600,000	203,600	0
107,900,000	12,017,900	0	13,627,600	8,545,500	4,600,000	482,100	0



## 報告第15号

### 令和5年度岸和田市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度岸和田市健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

#### 記

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.35	20.00
連結実質赤字比率	—	16.35	30.00
実質公債費比率	4.8	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、将来負担比率は将来負担比率が算定されないため、「—」と表示している。



## 報告第16号

### 令和5年度岸和田市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度岸和田市資金不足比率を次のとおり報告する。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永野耕平

#### 記

(単位：%)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率は資金不足額がない場合、「—」と表示している。



## 議案第68号

岸和田市山直東地区地区計画の区域内における  
建築物等及び緑化率の制限に関する条例の制定  
について

岸和田市山直東地区地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の制限に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市山直東地区地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の制限に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、南部大阪都市計画山直東地区地区計画（以下「山直東地区計画」という。）の区域内における建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づく建築物に関する制限及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づく建築物の緑化率の最低限度を定めるほか、適正な都市機能と健全で良好な都市環境を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特に定めのない限り、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び都市緑地法の定めるところによる。

### (適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された山直東地区計画の区域内において、適用する。ただし、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の告示が行われたときは、当該告示による山直東地区計画の区域内において、適用するものとする。

### (地区の区分及び名称)

第4条 この条例において山直東地区計画の区域内における地区の区分及び名称は、山直東地区計画に定めるところによる。

### (建築物の用途の制限)

第5条 別表第1項に掲げる地区内においては、それぞれ同表第2項に掲げる建築物は、建築してはならない。

### (建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 別表第1項に掲げる地区内においては、それぞれ建築物の敷地面積は、同表第3項に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。

3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使

用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地  
(建築物の敷地が地区の区分又は当該地区の内外にわたる場合等の措置)

第7条 建築物の敷地が別表第1項に掲げる地区の区分の2以上にわたる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、その建築物又はその敷地の全部に敷地の過半が属する地区の区分における建築物又は敷地に関する規定を適用する。

2 建築物の敷地が別表第1項に掲げる地区の内外にわたる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、その敷地の過半が当該地区内に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用し、その敷地の過半が当該地区外に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

(建築物の高さの最高限度)

第8条 別表第1項に掲げる地区内においては、それぞれ建築物の高さは、同表第4項に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の居室の床面の高さの最低限度)

第9条 別表第1項に掲げる地区内においては、建築物の居室の床面の高さは、同表第5項に掲げる標高(測量法施行令(昭和24年政令第322号)第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さをいう。以下同じ。)以上とするものとする。ただし、当該建築物内に床面の高さが当該標高以上で、避難の用に供する居室が存する場合は、この限りでない。

(壁面の位置の制限)

第10条 別表第1項に掲げる地区内においては、それぞれ建築物の壁又はこれに代わる柱は、同表第6項に掲げる数値以上後退しなければならない。ただし、当該建築物の敷地面積が500平方メートル(当該建築物の敷地が山直東地区計画における生活利便・公益施設地区又は山直東地区計画における沿道産業地区に属する場合にあっては、その敷地面積が150平方メートル)未満のものについては、この限りでない。

(垣又は柵の構造の制限)

第11条 別表第1項に掲げる地区内であって、前条の規定により壁面の位置の制限を受け

る建築物の敷地の範囲内においては、それぞれ当該建築物に附属する垣又は柵（門扉、門柱及び門柱の袖壁を含む。以下同じ。）を設置する場合は、同表第7項に掲げる構造としなければならない。

（緑化率の最低限度）

第12条 別表第1項に掲げる地区内においては、敷地面積が500平方メートル（建築物の敷地が山直東地区計画における生活利便・公益施設地区又は山直東地区計画における沿道産業地区に属する場合にあっては、その敷地面積が150平方メートル）以上の建築物の新築又は増築（この条例において当該地区に係る緑化率の限度が定められた際既に着手していた新築及び増築並びに増築後の建築物の床面積の合計がこの条例において当該地区に係る緑化率の限度が定められた日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内の増築を除く。）をする場合は、それぞれ緑化率（建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）は、同表第8項に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定による緑化率の基礎となる緑化施設の面積の算出方法は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条の規定による。

3 建築物の敷地が別表第1項に掲げる地区の区分の2以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、第1項の規定による当該各地区内の建築物の緑化率の限度にその敷地の当該地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

4 建築物の敷地が別表第1項に掲げる地区の内外にわたる場合においては、当該地区外に属する建築物の緑化率の限度を零とみなして、前項の規定を適用する。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第13条 法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に定める範囲内において、増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築がこの条例の施行の日（以下この条において「基準日」という。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準日における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準日における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第5条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 用途の変更（令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。第3項において

同じ。)を伴わないこと。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する建築物（第5条の規定の施行の際、現に存する建築物に限る。）について次の各号に定める新築、増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の規定は、適用しない。

(1) 基準日における敷地内において基準日における用途と同一の用途に供する建築物の新築、増築又は改築をする場合であつて、かつ、当該新築、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準日における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合する場合

(2) 当該建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）の新築、増築又は改築をする場合

3 第1項に規定する建築物について用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により第8条から第10条までの規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする部分以外の部分に対しては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第8条から第10条までの規定は、適用しない。

(適用除外)

第14条 市長がこの条例の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において第5条から第11条までの規定は、適用しない。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物については、その許可の範囲内において第12条の規定は、適用しない。

(1) 前項の規定により第6条の規定を適用しないこととした建築物

(2) 都市緑地法第35条第2項第2号又は第3号に該当する建築物

(緑化施設に係る景観形成上の配慮)

第15条 建築主、土地の所有者又は管理者若しくは占有者は、建築物の敷地内に設ける緑化施設について、良好な都市環境の確保に資するため、当該施設を道路に面した部分に配置する等本市の都市景観の形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
  - (2) 第6条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地の面積を減少させることにより同条の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）
  - (3) 第8条、第10条及び第11条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
  - (4) 法第87条第2項において準用するこの条例の第5条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
  - (5) 第12条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者とし、建築物が完成した後においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者）
- 2 前項第3号又は第5号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

（両罰規定）

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

（その他）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第5条、第6条、第8条—第12条関係）

1	地区	山直東地区計画における産業地区	山直東地区計画における沿道にぎわい地区	山直東地区計画における生活利便・公益施設地区	山直東地区計画における沿道産業地区
---	----	-----------------	---------------------	------------------------	-------------------

<p>2 建築物等の用途制限</p>	<p>(1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 店舗、飲食店、展示場に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの (4) ホテル又は旅館 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (8) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他こ</p>	<p>(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの (5) 自動車教習所 (6) 畜舎（動物の繁殖又は訓練施設の附属しない動物病院及びペットショップを除く。） (7) 法別表第2（ぬ）項第2号及び第3号に掲げるもの (8) 法別表第2（と）項第4号に</p>	<p>(1) 店舗、飲食店 その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (2) ホテル又は旅館の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の</p>	<p>(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) ホテル又は旅館 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの (6) 学校（幼保連携型認定こども園、幼稚園、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） (7) 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）</p>
--------------------	---	--	---	---

れらに類するもの (9) 学校（幼保連携型認定こども園を除く。） (10) 病院 (11) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (12) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (13) 自動車教習所 (14) 畜舎（動物の繁殖又は訓練施設の附属しない動物病院及びペットショップを除く。） (15) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第11項に規定する引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項	掲げるもの (9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第11項に規定する引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条第14項に規定する破砕業の用に供する建築物 (10) 特定家庭用機器再商品化法第2条第3項に規定する再商品化等に必要な行為の用に供する施設 (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設	合計が200平方メートルを超えるもの (6) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの (7) 自動車教習所 (8) 倉庫業を営む倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (9) 畜舎（動物の繁殖又は訓練施設の附属しない動物病院及びペットショップの用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以下のものを除く。） (10) 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げるもの (11) 法別表第2（と）項第4号に掲げるもの (12) 使用済自動	(8) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (9) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (10) 畜舎（動物の繁殖又は訓練施設の附属しない動物病院及びペットショップを除く。） (11) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (12) 法別表第2（と）項第4号に掲げるもの (13) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第11項に規定する引取業、同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条
---	--	---	--

<p>に規定する解体業及び同条第14項に規定する破砕業の用に供する建築物</p>	<p>車の再資源化等に関する法律第2条第11項に規定する引取業、</p>	<p>第14項に規定する破砕業の用に供する建築物</p>
<p>(16) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第3項に規定する再商品化等に必要の行為の用に供する施設</p>	<p>同条第12項に規定するフロン類回収業、同条第13項に規定する解体業及び同条第14項に規定する破砕業の用に供する建築物</p>	<p>(14) 特定家庭用機器再商品化法第2条第3項に規定する再商品化等に必要の行為の用に供する施設</p>
<p>(17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設</p>	<p>(13) 特定家庭用機器再商品化法第2条第3項に規定する再商品化等に必要の行為の用に供する施設</p>	<p>(15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設</p>
<p>(18) 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定に基づき、同法第2条第9項に規定する統計基準として、産業に関する分類を定める件（平成25年総</p>	<p>(14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物の収集運搬業の用に供する産業廃棄物の積替え保管施設</p> <p>(15) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの（沿道ゾー</p>	

	務省告示第405号)において分類された石油製品・石炭製品製造業、鉄鋼業又は非鉄金属製造業の用に供する建築物		ンにあつては、法別表第2(ぬ)項第2号に掲げるもの)	
3 敷地面積の最低限度	500平方メートル	同左	150平方メートル	同左
4 建築物の高さの最高限度	31メートル	20メートル(隣地境界線からの水平距離がそれぞれ5メートル以上後退する部分を除く。)	同左	同左
5 建築物の居室の床面の高さの最低限度	—	—	都市計画法第14条第1項の計画図において別表第1項に掲げる地区内における地形地物の測定結果に基づき区分された区域ごとにそれぞれ表示された標高	同左
6 壁面の位置の制限	都市計画道路から2メートル 道路(都市計画道	同左	隣地境界線から1メートル	同左

	路を除く。) から 1メートル 隣地境界線から1 メートル			
7 垣・ 柵の構 造の制 限	建築物に附属する 垣又は柵は、他の 法令にその構造に ついて特に定めが あるものを除き、 生垣又は透視可能 な構造とする。た だし、道路面から 高さ1メートル以 下の部分並びに高 さ2メートル以下 の門扉及び門柱の 袖壁（総延長が門 扉の長さの2倍を 限度とする。）につ いては、この限り でない。	同左		
8 緑化 率の最 低限度	15パーセント	同左	10パーセント	同左

議案第69号

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の  
報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び  
費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第1条 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表市立岸和田市民病院地域医療支援委員会の項の次に次のように加える。

市立岸和田市民病院経営強化プラン評価委員会	持続可能な地域医療の提供に係る体制を確保するための病院経営の強化に関する計画に基づく施策の推進に関する事項についての調査審議に関する事務	9人以内
-----------------------	--	------

別表第1項の表市立岸和田市民病院新改革プラン評価委員会の項を削る。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表市民病院地域医療支援委員会委員の項の次に次のように加える。

市民病院経営強化プラン評価委員会委員	日額	9,000円	上記に同じ
--------------------	----	--------	-------

別表第2号の表市民病院新改革プラン評価委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。



## 議案第70号

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 市長	岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第29号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

第3条第3項の表4の項中「若しくは特例給付」を削り、同表7の項中「地方税関係情報又は」の次に「岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例、」を加え、同表17の項を同表18の項とし、同表16の項中「又は」の次に「岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例若しくは」を加え、同項を同表17の項とし、同表15の項中「又は」の次に「岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例若しくは」を加え、同項を同表16の項とし、同表14の項の次に次のように加える。

15 市長	岸和田市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、国民健康保険給付関係情報又は岸和田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例若しくは岸和田市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
-------	---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第3条第3項の表4の項の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

(児童手当関係情報に関する経過措置)

2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる特例給付の支給に関する情報は、こ

の条例による改正後の第3条第3項の表4の項の児童手当関係情報とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

## 議案第71号

### 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の 一部改正について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条中「報酬の額（会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第12号）第12条第2項から第5項までに規定する報酬を除く。）」を「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第12号）第13条第1項に規定する報酬の額又は同条例第14条の規定により市長が定める報酬の額」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第72号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第78号中「墓苑使用許可証」を「墓所使用許可書又は合葬式墓地使用許可書」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。



議案第73号

岸和田市国民健康保険条例の一部改正について

岸和田市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岸和田市国民健康保険条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第54条第1項中「第1項若しくは第9項」を「第1項又は第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。



議案第74号

岸和田市立文化会館条例の一部改正について

岸和田市立文化会館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



岸和田市立文化会館条例の一部を改正する条例

岸和田市立文化会館条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1項を次のように改める。

1 文化会館室等使用料

区分		基本料金					
		午前9時 ～ 午前12時	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後10時	午前9時 ～ 午後10時
室名		円	円	円	円	円	円
	ホール	平日	25,000	33,000	37,000	58,000	70,000
土曜日、 日曜日及 び休日		30,000	40,000	44,000	70,000	84,000	114,000
楽屋1		400	500	600	900	1,100	1,500
楽屋2		800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000
楽屋3		800	1,000	1,200	1,800	2,200	3,000
楽屋4		500	600	700	1,100	1,300	1,800
リハーサル室1		5,000	6,600	7,300	11,600	13,900	18,900
リハーサル室2		3,100	4,100	4,600	7,200	8,700	11,800
リハーサル室3		2,300	3,000	3,300	5,300	6,300	8,600
リハーサル室4		3,900	5,200	5,700	9,100	10,900	14,800
研修室		1,800	2,400	2,600	4,200	5,000	6,800
創作実習室1		1,200	1,600	1,700	2,800	3,300	4,500
創作実習室2		2,500	3,300	3,600	5,800	6,900	9,400
会議室1		1,200	1,600	1,700	2,800	3,300	4,500
会議室2		1,200	1,600	1,700	2,800	3,300	4,500
和室		1,200	1,600	1,700	2,800	3,300	4,500
視聴覚室		1,800	2,400	2,600	4,200	5,000	6,800
展示場		5,800	7,700	8,500	13,500	16,200	22,000

備考

- ホールで行う催しの準備、練習又は片付けのためにこれを平日に使用する場合で

あって、搬入、仕込み、調律、リハーサル、搬出等のために舞台のみを使用するときは、当該使用に係る区分に限り、基本料金の5割の額とする。

2 展示場で行う催しのために連続して2日以上にわたってこれを使用する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該使用に係る区分に限り、基本料金の5割の額とする。

(1) 当該催しの開催前に使用するとき。

(2) 展示物等の搬出又は撤収を行うために使用するとき。

3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岸和田市立文化会館条例の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第75号

岸和田市建築基準法施行条例の一部改正について

岸和田市建築基準法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 岸和田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

岸和田市建築基準法施行条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定は、法第18条第4項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の国の機関の長等が工事監理者を定め、又は変更した場合について準用する。この場合において、第1項中「市長」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

第6条第1号イの表以外の部分並びに同表備考第1項及び第2項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同条第2号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第4号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同条第7号及び第8号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第9号の表1の部中「第18条第24項第1号若しくは第2号」を「第18条第38項第1号若しくは第2号」に改める。

### 附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。



議案第76号

岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の  
給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類  
及び基準に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に  
関する条例の一部を改正する条例

岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項中「、第7条」を削り、「第13条から第14条まで」を「第14条」に改め、同条第6項中「、第11条の2及び第13条」を「及び第11条の2」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び同項第2号に掲げる職員の給与の支給（令和6年6月28日に行われた給与の支給（岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の規定に基づく勤勉手当の支給に相当するものを含む。）をいう。）については、この条例による改正後の岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の相当規定によってしたものとみなす。



## 議案第77号

### 令和6年度岸和田市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度岸和田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379,215千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,658,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		22,875,146	306,813	23,181,959
	01 国庫負担金	18,035,659	3,300	18,038,959
	02 国庫補助金	4,801,975	303,513	5,105,488
18 寄附金		718,100	1,031	719,131
	01 寄附金	718,100	1,031	719,131
19 繰入金		3,983,404	73,566	4,056,970
	01 基金繰入金	3,782,772	73,566	3,856,338
20 繰越金		1,709	73,284	74,993
	01 繰越金	1,709	73,284	74,993
21 諸収入		1,948,695	△125,279	1,823,416
	05 雑入	1,534,229	△125,279	1,408,950
22 市債		4,568,300	49,800	4,618,100
	01 市債	4,568,300	49,800	4,618,100
歳入	合計	89,279,489	379,215	89,658,704

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費		49,444,115	35,739	49,479,854
	02 児童福祉費	17,785,844	28,699	17,814,543
	03 生活保護費	11,161,000	7,040	11,168,040
04 衛生費		7,109,598	156,174	7,265,772
	01 保健衛生費	1,654,458	156,174	1,810,632
06 農林水産業費		568,280	39,900	608,180
	01 農業費	404,798	39,900	444,698
10 教育費		8,910,820	1,031	8,911,851
	03 中学校費	796,992	31	797,023
	06 社会教育費	795,457	1,000	796,457
13 諸支出金		51,205	146,371	197,576
	02 還付金	17,313	146,371	163,684
歳 出 合 計		89,279,489	379,215	89,658,704

## 第2表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと寄附支援業務委託 (ふるさと寄附事業)	令和6年度から 令和9年度まで	令和7年度から令和9年度の各年度における岸和田市ふるさと寄附に対する寄附額に100分の6を乗じて得た額

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学校給食機器賃貸借 (学校給食管理事業)	令和6年度から 令和19年度まで	千円 83,520	令和6年度から 令和19年度まで	千円 121,020

### 第3表 地方債補正

(変更分)

起債の目的	補正前							補正後									
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考	
				区分	償還期限	据置期間	償還方法					その他	区分	償還期限	据置期間		償還方法
農業施設整備	千円 59,300		%以内		年以内	年以内			千円 92,000		%以内		年以内	年以内			令和6年4月25日提出議案第43号 4月25日可決
臨時財政対策債	450,000								467,100								令和6年4月25日提出議案第43号 4月25日可決

## 議案第78号

### 令和6年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度岸和田市の自転車競技事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



第1表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
第76回高松宮記念杯競輪・第3回パールカップ 広告宣伝業務委託 (開催事業)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 70,000



## 議案第79号

### 令和6年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度岸和田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,396千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,137,635千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
08 繰越金		1	92,396	92,397
	01 繰越金	1	92,396	92,397
歳入合計		19,045,239	92,396	19,137,635

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 積立金		864	29,730	30,594
	01 積立金	864	29,730	30,594
07 諸支出金		4,002	62,666	66,668
	01 償還金及び還付加算金	4,002	62,666	66,668
歳 出 合 計		19,045,239	92,396	19,137,635

## 議案第80号

### 令和5年度岸和田市下水道事業会計 未処分利益剰余金の処分について

令和5年度岸和田市下水道事業会計の未処分利益剰余金について、次のとおり処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永野耕平

#### 記

- 1 減債積立金に 999,660,061 円を積み立てる。
- 2 資本金に 843,048,966 円を組み入れる。



## 議案第81号

### 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の 一部変更に関する協議について

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更するため、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、関係市町村と協議することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平



## 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。  
別表第2の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

### 附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。



## 議案第82号

### 工事請負契約の締結について

令和6年7月10日に一般競争入札に付した岸和田市立八木北小学校長寿命化改修工事（建築）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永野耕平

### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 岸和田市立八木北小学校長寿命化改修工事(建築)                    |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札による契約                                |
| 3 | 契約金額   | 金917,824,600円                              |
| 4 | 契約の相手方 | 岸和田市西大路町165番地の1<br>矢野建設株式会社本店<br>本店長 中川 幹彦 |



## 議案第83号

### 工事請負契約の締結について

令和6年7月17日に一般競争入札に付した岸和田市立八木北小学校長寿命化改修工事（電気）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 岸和田市立八木北小学校長寿命化改修工事（電気）                    |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札による契約                                |
| 3 | 契約金額   | 金266,169,200円                              |
| 4 | 契約の相手方 | 岸和田市尾生町453番地の6<br>株式会社 昭光電業社<br>代表取締役 原 智哉 |



## 議案第84号

### 財産取得について

本市は、岸和田市都市計画道路田治米畑町線事業用地として、次のとおり土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月27日提出

岸和田市長 永野 耕平

#### 記

- |   |        |                                   |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 場 所    | 岸和田市下松町 1314 番 1 の一部、1314 番 2 の一部 |
| 2 | 面 積    | 6, 1 1 7. 3 2 m <sup>2</sup>      |
| 3 | 取得予定金額 | 金 1 2 3, 5 6 9, 8 6 4 円           |
| 4 | 契約の相手方 | 岸和田市上松・下松財産区<br>管理者 岸和田市長 永野 耕平   |



## 議案第85号

### 財産処分について

本財産区は、次のとおり土地を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月27日提出

岸和田市財産区管理者

岸和田市長 永野耕平

### 記

- |   |        |                                   |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 場 所    | 岸和田市下松町 1314 番 1 の一部、1314 番 2 の一部 |
| 2 | 面 積    | 6,117.32 m <sup>2</sup>           |
| 3 | 処分子定金額 | 金 123,569,864 円                   |
| 4 | 契約の相手方 | 岸和田市<br>指定代理人 岸和田市建設部 部長 河畑 俊也    |



各會計事項別明細書



一 般 会 計



# 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	22,875,146	306,813	23,181,959
18 寄附金	718,100	1,031	719,131
19 繰入金	3,983,404	73,566	4,056,970
20 繰越金	1,709	73,284	74,993
21 諸収入	1,948,695	△125,279	1,823,416
22 市債	4,568,300	49,800	4,618,100
歳入合計	89,279,489	379,215	89,658,704

## (歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費	49,444,115	35,739	49,479,854
04 衛生費	7,109,598	156,174	7,265,772
06 農林水産業費	568,280	39,900	608,180
10 教育費	8,910,820	1,031	8,911,851
13 諸支出金	51,205	146,371	197,576
歳 出 合 計	89,279,489	379,215	89,658,704

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
33,319	0	0	0	2,420
221,610	0	0	0	△65,436
0	0	32,700	0	7,200
51,884	0	0	△50,853	0
0	0	0	171	146,200
306,813	0	32,700	△50,682	90,384

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 01 国庫負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	22,875,146	306,813	23,181,959
01 国庫負担金	18,035,659	3,300	18,038,959
01 民生費国庫負担金	17,977,643	3,300	17,980,943
02 国庫補助金	4,801,975	303,513	5,105,488
01 総務費国庫補助金	3,058,986	80,583	3,139,569
02 民生費国庫補助金	896,634	1,320	897,954
03 衛生費国庫補助金	49,913	221,610	271,523

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
03 生活保護費負担金	3,300	生活保護費等負担金	3,300 (生活福祉課)
01 総務管理費補助金	80,583	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	80,583 (企画課)
03 生活保護費補助金	1,320	生活保護等システム運用事業費補助金	1,320 (生活福祉課)
01 保健衛生費補助金	221,610	感染症予防事業費補助金	221,610 (健康推進課)

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	718,100	1,031	719,131
01 寄附金	718,100	1,031	719,131
03 指定寄附金	0	1,031	1,031

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 指定寄附金	1,031	教育総務費々途指定寄附金 31 (教育総務部総務課) 社会教育費々途指定寄附金 1,000 (図書館)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	3,983,404	73,566	4,056,970
01 基金繰入金	3,782,772	73,566	3,856,338
03 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	1,186,996	73,566	1,260,562

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	73,566	岸和田市ふるさと応援基金繰入金	73,566 (企画課)

(款) 20 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	1,709	73,284	74,993
01 繰越金	1,709	73,284	74,993
01 繰越金	1,709	73,284	74,993

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 繰越金	73,284	前年度繰越金 73,284 (財政課)

(款) 21 諸収入 (項) 05 雑入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
21 諸収入	1,948,695	△125,279	1,823,416
05 雑入	1,534,229	△125,279	1,408,950
03 雑入	1,532,177	△125,279	1,406,898

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
03 雑入	△125,279	介護基盤整備等支援事業費補助金還付金 学校給食費負担金	171 (介護保険課) △125,450 (学校給食課)

(款) 22 市債 (項) 01 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	4,568,300	49,800	4,618,100
01 市債	4,568,300	49,800	4,618,100
04 農林水産業債	82,500	32,700	115,200
09 臨時財政対策債	450,000	17,100	467,100

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 農業債	32,700	農業施設整備事業債	32,700 (農林水産課)
01 臨時財政対策債	17,100	臨時財政対策債	17,100 (財政課)

### 3 歳 出

(款) 03 民生費 (項) 02 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	49,444,115	35,739	49,479,854	33,319	0	0	2,420
02 児童福祉費	17,785,844	28,699	17,814,543	28,699	0	0	0
02 子ども・子育て支援費	11,916,139	28,699	11,944,838	28,699	0	0	0
03 生活保護費	11,161,000	7,040	11,168,040	4,620	0	0	2,420
01 生活保護総務費	507,168	7,040	514,208	4,620	0	0	2,420

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	28,699	093300 教育・保育施設運営支 援事業 (子育て施設課)	28,699	18 負担金、補助及び交付金 補助金	28,699 28,699
12 委託料	2,640	106800 進学準備給付金支給事 業 (生活福祉課)	4,400	19 扶助費 扶助費	4,400 4,400
19 扶助費	4,400	119000 生活保護等システム運 用事業 (生活福祉課)	2,640	12 委託料 システム管理・開発委託料	2,640 2,640

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	7,109,598	156,174	7,265,772	221,610	0	0	△65,436
01 保健衛生費	1,654,458	156,174	1,810,632	221,610	0	0	△65,436
02 予防費	828,730	156,174	984,904	221,610	0	0	△65,436

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
12 委託料	156,174	117200		12 委託料	156,174
		感染症予防事業 (健康推進課)	156,174	事業実施運営委託料	156,174

(款) 06 農林水産業費 (項) 01 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
06 農林水産業費	568,280	39,900	608,180	0	32,700	0	7,200
01 農業費	404,798	39,900	444,698	0	32,700	0	7,200
03 農地費	178,095	39,900	217,995	0	32,700	0	7,200

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
14 工事請負費	35,000	033800		14 工事請負費	35,000
		丘陵地区農整備事業	39,900	工事費	35,000
18 負担金、補助 及び交付金	4,900	(農林水産課)		18 負担金、補助及び交付金	4,900
				負担金	4,900

(款) 10 教育費 (項) 03 中学校費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	8,910,820	1,031	8,911,851	51,884	0	△50,853	0
03 中学校費	796,992	31	797,023	0	0	31	0
01 学校管理費	493,942	31	493,973	0	0	31	0
06 社会教育費	795,457	1,000	796,457	0	0	1,000	0
07 図書館費	278,466	1,000	279,466	0	0	1,000	0
07 保健体育費	2,288,716	0	2,288,716	51,884	0	△51,884	0
08 学校給食費	1,501,250	0	1,501,250	51,884	0	△51,884	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
10 需用費	31	054600 中学校管理事業 (学校管理課)	31	10 需用費 消耗品費	31 31
17 備品購入費	1,000	062600 図書館運営事業 (図書館)	1,000	17 備品購入費 図書購入費	1,000 1,000

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
13 諸支出金	51,205	146,371	197,576	0	0	171	146,200
02 還付金	17,313	146,371	163,684	0	0	171	146,200
04 国庫支出金還付金	0	145,611	145,611	0	0	0	145,611

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
22 償還金、利子及び割引料	145,611	132800 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金償還事業 (企画課)	12,348	22 償還金、利子及び割引料 償還金	12,348 12,348
		127200 障害者虐待防止対策支援事業費国庫補助金償還事業 (障害者支援課)	157	22 償還金、利子及び割引料 償還金	157 157
		133100 障害者システム運用事業国庫補助金償還事業 (障害者支援課)	1,425	22 償還金、利子及び割引料 償還金	1,425 1,425
		133300 事業者・法人指定指導事業費国庫補助金償還事業 (広域事業者指導課)	39	22 償還金、利子及び割引料 償還金	39 39
		127500 予防接種事業費国庫補助金償還事業 (健康推進課)	1,719	22 償還金、利子及び割引料 償還金	1,719 1,719
		127600 がん検診推進事業費国庫補助金償還事業 (健康推進課)	154	22 償還金、利子及び割引料 償還金	154 154
		127700 感染症予防事業費国庫補助金償還事業 (健康推進課)	21,473	22 償還金、利子及び割引料 償還金	21,473 21,473
		127800 感染症予防事業費国庫負担金償還事業 (健康推進課)	10,429	22 償還金、利子及び割引料 償還金	10,429 10,429
		127900 母子福祉費国庫負担金償還事業 (子育て支援課)	522	22 償還金、利子及び割引料 償還金	522 522
		128000 放課後児童健全育成事業費国庫補助金償還事業 (子育て支援課)	12,478	22 償還金、利子及び割引料 償還金	12,478 12,478
		131900 児童手当国庫負担金償還事業 (子育て支援課)	684	22 償還金、利子及び割引料 償還金	684 684

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		132000 児童扶養手当国庫負担 金償還事業 (子育て支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 3,721 3,721
		132100 母子家庭等対策費国庫 補助金償還事業 (子育て支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 2,647 2,647
		132200 未熟児養育医療給付費 国庫負担金償還事業 (子育て支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 1,296 1,296
		132300 子育て世帯生活支援特 別給付金(ひとり親世 帯分)支給事業費国庫 補助金償還事業 (子育て支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 5,882 5,882
		132400 子育て世帯生活支援特 別給付金支給事業費国 庫補助金償還事業 (子育て支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 5,764 5,764
		133400 障害児通所支援給付費 等国庫負担金償還事業 (子育て支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 20,188 20,188
		128700 児童虐待防止事業費国 庫補助金償還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 14 14
		128800 子育て短期支援事業費 国庫補助金償還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 176 176
		132500 子育て支援訪問事業費 国庫補助金償還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 1,750 1,750
		129200 保育士等職員研修・育 成事業費国庫補助金償 還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 68 68
		129300 病児保育事業費国庫補 助金償還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 5,861 5,861
		129600 地域子育て支援センタ ー事業費国庫補助金償 還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金 200 200

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
05 府支出金還付 金	0	760	760	0	0	171	589

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
		129700 保育所運営事業費国庫 補助金償還事業 (子育て施設課)	2,700	22 償還金、利子及び割引料 償還金	2,700 2,700
		129800 教育・保育施設利用者 負担軽減事業費国庫補 助金償還事業 (子育て施設課)	1,476	22 償還金、利子及び割引料 償還金	1,476 1,476
		129900 一時預かり事業費国庫 補助金償還事業 (子育て施設課)	5,056	22 償還金、利子及び割引料 償還金	5,056 5,056
		130000 教育・保育施設運営支 援事業費国庫補助金償 還事業 (子育て施設課)	22,633	22 償還金、利子及び割引料 償還金	22,633 22,633
		132700 空家等対策事業費国庫 補助金償還事業 (住宅政策課)	165	22 償還金、利子及び割引料 償還金	165 165
		132900 ブロック塀等耐震改修 事業費国庫補助金償還 事業 (学校管理課)	567	22 償還金、利子及び割引料 償還金	567 567
		133000 幼稚園大規模改造事業 費国庫補助金償還事業 (学校管理課)	4,019	22 償還金、利子及び割引料 償還金	4,019 4,019
22 償還金、利子 及び割引料	760	133200 障害者自立支援医療費 府負担金償還事業 (障害者支援課)	328	22 償還金、利子及び割引料 償還金	328 328
		126800 介護基盤整備等支援事 業費府補助金償還事業 (介護保険課)	171	22 償還金、利子及び割引料 償還金	171 171
		128100 母子福祉費府負担金償 還事業 (子育て支援課)	261	22 償還金、利子及び割引料 償還金	261 261



介 護 保 険 事 業 特 別 会 計



1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
08 繰越金	1	92,396	92,397
歳入合計	19,045,239	92,396	19,137,635

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
05 積立金	864	29,730	30,594
07 諸支出金	4,002	62,666	66,668
歳出合計	19,045,239	92,396	19,137,635

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	29,730
0	0	0	0	62,666
0	0	0	0	92,396

2 歳 入

(款) 08 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
08 繰越金	1	92,396	92,397
01 繰越金	1	92,396	92,397
01 繰越金	1	92,396	92,397

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 繰越金	92,396	前年度繰越金	92,396 (介護保険課)

3 歳 出

(款) 05 積立金 (項) 01 積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
05 積立金	864	29,730	30,594	0	0	0	29,730
01 積立金	864	29,730	30,594	0	0	0	29,730
01 介護給付準備 基金積立金	864	29,730	30,594	0	0	0	29,730

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
24 積立金	29,730	703700 岸和田市介護保険給付 準備基金積立事業 (介護保険課)	29,730	24 積立金 積立金	29,730 29,730

(款) 07 諸支出金 (項) 01 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 諸支出金	4,002	62,666	66,668	0	0	0	62,666
01 償還金及び還付加算金	4,002	62,666	66,668	0	0	0	62,666
02 償還金	1	62,666	62,667	0	0	0	62,666

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
22 償還金、利子 及び割引料	62,666	704700 介護保険償還事業 (介護保険課)	62,666	22 償還金、利子及び割引料 償還金	62,666 62,666



- 1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 2) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書



1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加分)

(一般会計)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
ふるさと寄附支援業務委託 (ふるさと寄附事業)	千円 令和7年度から令和9年度の各年度における岸和田市ふるさと寄附に対する寄附額に100分の6を乗じて得た額		千円	令和6年度	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円 0
				令和7年度	限度額に同じ					全額
				令和8年度						
				令和9年度						

(自転車競技事業特別会計)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
第76回高松宮記念杯競輪・第3回パールカップ広告宣伝業務委託 (開催事業)	千円 70,000		千円	令和6年度	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円 0
				令和7年度	70,000					70,000

(変更分)

(一般会計)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳				
		支 出 ( 見 込 ) 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源				一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千 円	千 円		千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
変 更 前	学校給食機器賃貸借 (学校給食管理事業)	83,520		令和6年度	0					0
				令和7年度	3,480					3,480
				令和8年度	6,960					6,960
				令和9年度	6,960					6,960
				令和10年度	6,960					6,960
				令和11年度	6,960					6,960
				令和12年度	6,960					6,960
				令和13年度	6,960					6,960
				令和14年度	6,960					6,960
				令和15年度	6,960					6,960
				令和16年度	6,960					6,960
				令和17年度	6,960					6,960
				令和18年度	6,960					6,960
				令和19年度	3,480					3,480
変 更 後	学校給食機器賃貸借 (学校給食管理事業)	121,020		令和6年度	0					0
				令和7年度	5,883					5,883
				令和8年度	10,085					10,085
				令和9年度	10,085					10,085
				令和10年度	10,085					10,085
				令和11年度	10,085					10,085
				令和12年度	10,085					10,085
				令和13年度	10,085					10,085
				令和14年度	10,085					10,085
				令和15年度	10,085					10,085
				令和16年度	10,085					10,085
				令和17年度	10,085					10,085
				令和18年度	10,085					10,085
				令和19年度	4,202					4,202

2) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前 の 額	補正額	補正後 の 額
				補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額			
1 普通債												
(1) 土木	1,561,977	△ 33,800	1,528,177	493,100		493,100	105,980		105,980	1,949,097	△ 33,800	1,915,297
(2) 農林水産	342,841	22,900	365,741	82,500	32,700	115,200	11,294		11,294	414,047	55,600	469,647
(3) 教育	5,750,439	108,650	5,859,089	1,001,000		1,001,000	566,115		566,115	6,185,324	108,650	6,293,974
(4) 公営住宅	1,120,282	△ 9,500	1,110,782	32,200		32,200	79,918		79,918	1,072,564	△ 9,500	1,063,064
(5) 消防施設	1,357,371	△ 51,399	1,305,972	901,300		901,300	174,737		174,737	2,083,934	△ 51,399	2,032,535
(6) 会館	2,440,104	△ 13,000	2,427,104	55,400		55,400	209,461		209,461	2,286,043	△ 13,000	2,273,043
(7) 図書館	11,286	△ 400	10,886	5,500		5,500	2,824		2,824	13,962	△ 400	13,562
(8) 都市計画	5,571,609	△ 461,800	5,109,809	617,800		617,800	721,255		721,255	5,468,154	△ 461,800	5,006,354
(10) その他	2,123,315	△ 688,661	1,434,654	893,900		893,900	81,481		81,481	2,935,734	△ 688,661	2,247,073
計	20,509,987	△ 1,127,010	19,382,977	4,118,300	32,700	4,151,000	1,990,737	0	1,990,737	22,637,550	△ 1,094,310	21,543,240
3 その他												
(2) 臨時財政対策債	28,797,584	890	28,798,474	450,000	17,100	467,100	2,705,260		2,705,260	26,542,324	17,990	26,560,314
計	29,303,877	890	29,304,767	450,000	17,100	467,100	2,821,812	0	2,821,812	26,932,065	17,990	26,950,055
一般会計計	50,051,636	△ 1,126,120	48,925,516	4,568,300	49,800	4,618,100	4,858,436	0	4,858,436	49,761,500	△ 1,076,320	48,685,180
合計	54,909,993	△ 1,126,120	53,783,873	4,568,300	49,800	4,618,100	5,473,454	0	5,473,454	54,004,839	△ 1,076,320	52,928,519

